

入札監理小委員会における審議結果報告 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の 計算機等の運用管理支援及び監視業務

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器機構（以下、機構）の「計算機等の運用管理支援及び監視業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○ 事業概要

本業務は、機構の計算科学センターが運用管理する①中央計算機システム、②ネットワーク・セキュリティシステム、③電子メールシステム、④センターサービスサーバ等、⑤J-PARC 関連情報システム、⑥周辺設備等監視システムの各種計算機システム、ネットワークシステム及び関連設備の安定運用を確保するとともに、それらのシステム及び機構職員等の管理する機器の利用支援を補助することを目的とする運用支援業務であり、特にシステムの利用者やアカウント情報の管理、利用者からの問い合わせ対応などが主要な業務である。

○ 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の 2 年間（市場化テスト 1 期目）

○ 事業目的

機構は、我が国の加速器科学の総合的発展の国際的な拠点として、国内外の多くの研究者に最先端の研究施設等を用いた共同利用・共同研究の場を提供している。機構の計算科学センターでは、機構で行われる研究や業務に対して重要な役割を担う各種計算機システム、ネットワークシステム及び関連設備（監視設備、電源、空調等）、各種ソフトウェアなどを運用管理している。これらのシステム等では、機構が大学共同利用機関法人として運営されていることから、機構内の職員のみならず、国内外の研究者等にもサービスを提供している。

また、機構内には、各職員等が独自に管理する多数の PC 等も所有していることから、本業務では、センターが運用管理している各システム及び関連設備、保有するソフトウェアライセンス等に対する運用管理支援、各システムの利用者支援補助、職員等が管理する多数の PC 等のシステム管理支援の業務を受託事業者へ委託し、安定的な運用を行うことを目的とする。

（2）選定の経緯

競争性に課題があることから令和 3 年度の選定過程においてヒアリング対象候補事業とされた後、公共サービス改革基本方針（令和 4 年 7 月 5 日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。なお「中央計算機システム」及び「ネットワークシステム」の調達が高騰や資材調達の見通しがたかないことなど機器仕様の策定に時間を要したことや「ネットワークシステム」の入札不調により、本事業は市場化テスト事業開始時期を 2 年間延期することとした。

2. 市場化テストの実施に際して行った主な取組について

- 契約期間を1年間から2年間へと複数年度化を行った。(【資料 1-2】 6/64)
- 開札日から業務開始日までの期間を3か月から4か月に延長した。(【資料 1-2】 6/64)
- 運用管理支援業務責任者、運用支援技術者の資格及び条件を緩和した。(【資料 1-2】 55/64)
 - (運用管理支援業務責任者)
 - ・運用管理支援業務に関する経験年数を6年から5年に緩和した。
 - ・ネットワークに関する業務の経験年数を4年から3年に緩和した。
 - (運用支援技術者)
 - ・運用管理支援業務及びネットワークシステムに関する業務の経験年数を「及び」から「または」に緩和した。また、経験年数を4年から3年に緩和した。
- 仕様書の曖昧な表現を明確化した。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

請負期間満了の際に、事業者変更が生じる場合の引継ぎの費用をだれが負担するのか不明。特に【資料 1-2】 4/64 (3) と、【資料 1-2】 58/64 (20), (21) の記載が異なるため確認して欲しい。また、引継ぎ期間も実施要項に明確に記載すべきではないか。

【対応 1】

実施要項案 2. (3) 及び仕様書 7. (20), (21) を見直し、修正致しました。(【資料 1-2】 4/64, 58/64)

【論点 2】

入札手続きに関する質問書について、仕様書に対して質疑がない場合も、その旨を記載して機構に提出する、という記載だが、質疑がない場合は機構に質問書を提出する必要はないのではないか。

【対応 2】

実施要項案 5. (1) ③イ. 質問書の文中から「なお、質疑がない場合でもその旨を記載して提出する。」を削除致しました。(【資料 1-2】 6/64)

【論点 3】

業務マニュアルについては、入札説明会のみ閲覧可能としているが、説明会以外の日も閲覧可能な運用を行っている事業もあると思うので、閲覧制限を緩和することができないだろうか。

【対応 3】

業務マニュアルについても、他の閲覧可能書類と同じ期間において閲覧可能としました。また、実施要項案 5. (1) ③イ. 質問書及び 7. (2) 資料の閲覧の文中にある「・・・調達仕様書、提出書類等」を「・・・調達仕様書、提出書類、業務マニュアル等」に修正し、「ただし、業務マニュアルについては入札説明会においてのみ閲覧可能とする。」を削除しました。(【資料 1-2】 6/64, 9/64)

【論点 4】

損害賠償額の予定とは明確に区別された違約罰という概念を導入するのはどうか。ネットで検索して記載方法の参考にして欲しい。

【対応 4】

実施要項案 別紙 4「機密保持に関する念書」6.（損害賠償等）に違約罰に関する文言を追記致しました。なお機構では、一般的な契約案件に係る違約金について通常、請負代金の 10 分の 1 としていますが、これまでの契約金額などを踏まえて 1 千万円としました。（【資料 1-2】 36/64）

【論点 5】

応札事業者は、機器利用の申請の受付を機械的に行うもので、資源（機器利用の割り振りなど）の分配は行わないという認識でよい。また、新規事業者に難しい業務を負わせることはない、と認識させるために、仕様書に認識に関する記載を検討いただきたい。

【対応 5】

仕様書 3.1. 昼間の運用管理支援業務の記載を見直して「アカウント等登録支援業務」を追記するとともに、仕様書 3.1.3. アカウント等登録支援業務（1）の 1）に「本業務では、利用者の利用資格の確認や利用許可等の判断はセンター職員が事前に行うため、2）以降の登録等の作業は決まった手順に沿って行うが、作業に際し問題が発生する場合は監督職員に問い合わせること。」を追記致しました。（【資料 1-2】 45/64, 47/64）

【論点 6】

異常通報の対応業務として緊急対策が必要な場合に、2 時間以内に対応とは、2 時間以内に事業所を出発するのか、現地に到着しないといけないのか確認したい。

【対応 6】

2 時間以内に現地に到着することを求めています。仕様書 3.2.2 異常通報対応業務（2）の該当箇所を見直し「通報受信から 2 時間以内に現地に到着するように」と明示致しました。（【資料 1-2】 52/64）

【論点 7】

本業務では、この規模で 5 人の常駐となっているが、一部の人たちを常駐から外すなど、常駐の人数を検討いただきたい。

【対応 7】

業務で利用する主要なサーバは多数の個人情報を含み、かつ重要な計算機システムにもアクセス可能であるため、セキュリティ上の観点から機構外からはアクセスできない運用となっております。

なお、現行事業者に聞き取りを行った結果、技術者の一部非常駐化は困難である旨の回答がありました。主な理由として、機構のつくばキャンパスは 1 辺の長さが 1.5km×1km と広大であり、①技術者は機構の各施設内にある機器で直接作業する業務が多く含まれている、②当該請負業務を適正に遂行する上で、関係職員や利用者等と現地での十分な意思疎通が重要、であるため現行体制程度の人数が必要とのことでした。

これらのことから、現状では機構外からオンラインで業務を行うことはほぼ困難である旨回答し、委員から実施要項案の修正は不要との回答を頂きました。（【資料 1-2】 19/64）

【論点 8】

本事業で 365 日 24 時間の稼働は、体制を構築するためのハードルとして高いので

はないか。また、筑波の他の研究所で同様の運用支援をどのような社が行い、このような要件を課しても競争性が働いているのか。

【対応 8】

機構の計算科学センターが管理運用している各種計算機システムやセキュリティ・ネットワークシステム等は、国際的な拠点として国内外の研究者等に対して共同利用・共同研究の場を提供するため、365 日 24 時間の安定稼働及びそのための体制構築は必須のものとなります。

また、機構では近隣の研究所における本事業と同程度の規模、かつ類似内容（24 時間 365 日対応）と思われる複数の調達案件に対して電話にて聞き取り調査を行った結果、いずれの案件も受注者は比較的規模の大きい IT 企業であり、応札者数について回答が得られた案件については複数者の応札があったことが確認できたところです。これらの内容を回答し、委員からのご理解を頂きました。（【資料 1-2】3/64, 54/64）

4. パブリック・コメントの対応について

令和 7 年 4 月 28 日（月）から 令和 7 年 5 月 19 日（月）まで、パブリック・コメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。